

栃木市立小中学校適正配置基本方針

平成28年2月29日

栃木市教育委員会

〈目次〉

I 基本方針策定にあたって

2頁～

1. 基本方針策定の趣旨
2. 基本方針策定に向けた背景
3. 栃木市の教育施策上の必要性
4. 栃木市の小中学校の現状

II 適正配置の基準

4頁～

1. 栃木市における学校の適正規模
 - (1) 小中学校の「望ましい(学級)規模」についての基本的な考え方
 - (2) 栃木市における小中学校の「望ましい(学級)規模」の基準
2. 今日的な課題への取組
 - (1) 小中一貫教育について
 - (2) 学校選択制(小規模特認校制度等)について

III 具体的な取組方法

7頁～

1. 取組方法の基本的な方針
 - (1) 第一期
 - (2) 第二期、第三期
2. 小中学校の通学区域について(市町合併以前を含む通学区域の課題)
 - (1) 市町合併により通学区域の課題(通学距離等)が生じた地域
 - (2) 1つの小学校から複数の中学校に分かれて進学するため課題が生じている地域
3. 取組スケジュール
4. 基準を下まわる場合の進め方
5. 適正配置に際しての配慮事項

IV 学校適正配置推進の計画

11頁～

1. 保護者等説明会
2. 通学区域の変更

I 基本方針策定にあたって

1. 基本方針策定の趣旨

全国的に少子化が進行するなか、栃木市の小中学校においても、学校間における教育環境の不均衡が生じており、学校運営や指導体制等への様々な影響が懸念されている。

こうしたことから、子どもたちのためのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目指した学校適正配置を推進するため、基本方針を策定する。

2. 基本方針策定に向けた背景

本市の小中学校は、昭和59年をピークに昭和60年代以降の児童生徒数の減少の過程のなかで、多くの小中学校で小規模校化が進んできた。一方で、開発等により大規模校化した学校も存在するなど、学校運営や指導体制等への様々な影響が懸念されるようになってきた。

本市では、平成20年度から小学校を対象に学校適正配置に取り組み、平成23年4月に栃木第一小学校と栃木第二小学校との統合校「栃木中央小学校」を開校した。また、平成26年4月には寺尾中央小学校と寺尾南小学校との統合校「寺尾小学校」を開校した。

平成27年度現在において本市では、国の学校規模の標準である12学級から18学級を下まわる小学校が全体の60%を占め、また、中学校においても、全体の64%を占め小規模校化が進んでいる。

教育委員会では、小中学校学区審議会を設置し、平成27年2月に小中学校の適正規模や通学区域の課題等を諮問し、平成28年1月に答申を受けたところである。本答申を踏まえ、教育上・学校運営上の諸課題等を解消するとともに、公平な教育環境を整え、教育の質の向上を図るため、学校適正配置を推進することが喫緊の課題となっている。

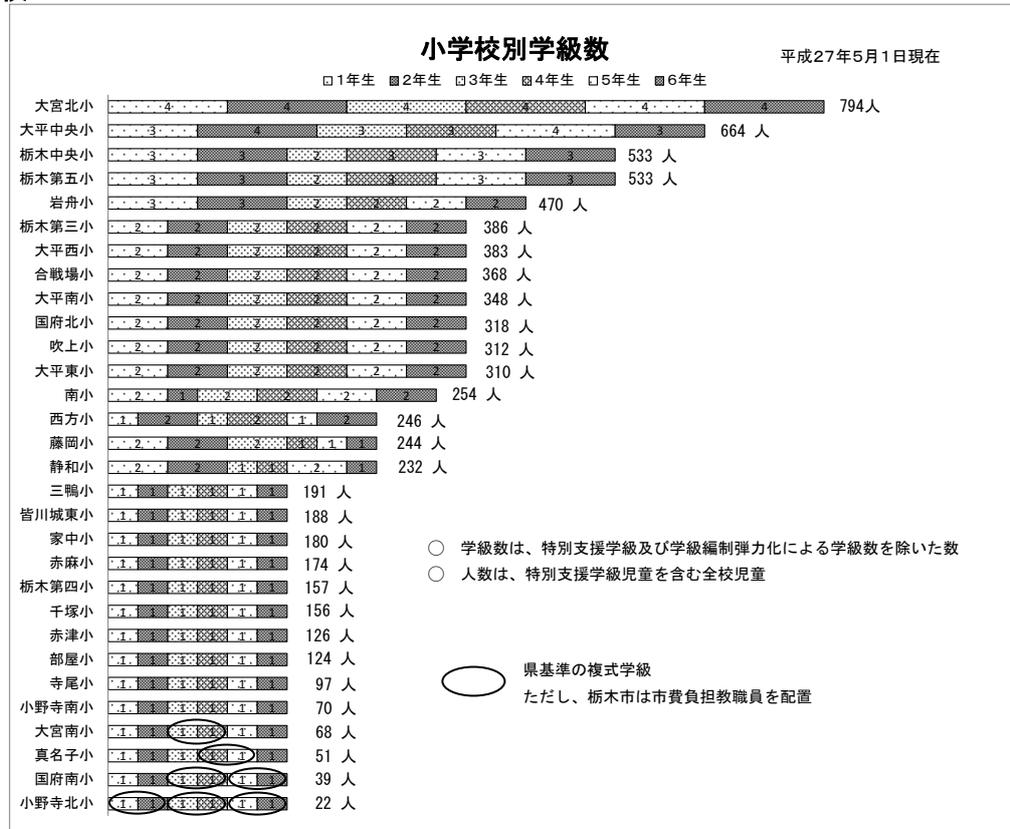
3. 栃木市の教育施策上の必要性

21世紀の栃木市を担う子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化の進行や、グローバル化、情報化の急激に進展など複雑な様相を見せている。このような社会情勢の中、本市では、子どもたちがたくましく社会を生き抜いていくために、より確かに人生の礎となる「生きる力」すなわち「たった一人しかない自分のよさを伸び伸びと発揮し、たった一度しかない一生を、自らの意思で生き生きと切り拓く力」の育成を目指して、創意工夫を生かした様々な特色ある教育活動を展開している。

子どもたちに、自ら考え、自ら学ぶ力など「生きる力」をはぐくむためには、学校での集団活動をとおして、互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨するとともに、様々な考え方や経験を持った仲間との交流をとおして社会性や集団性を身につけていくことが極めて大切であり、学校がこうした役割を十分発揮するために、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていく必要がある。

4. 栃木市の小中学校の現状

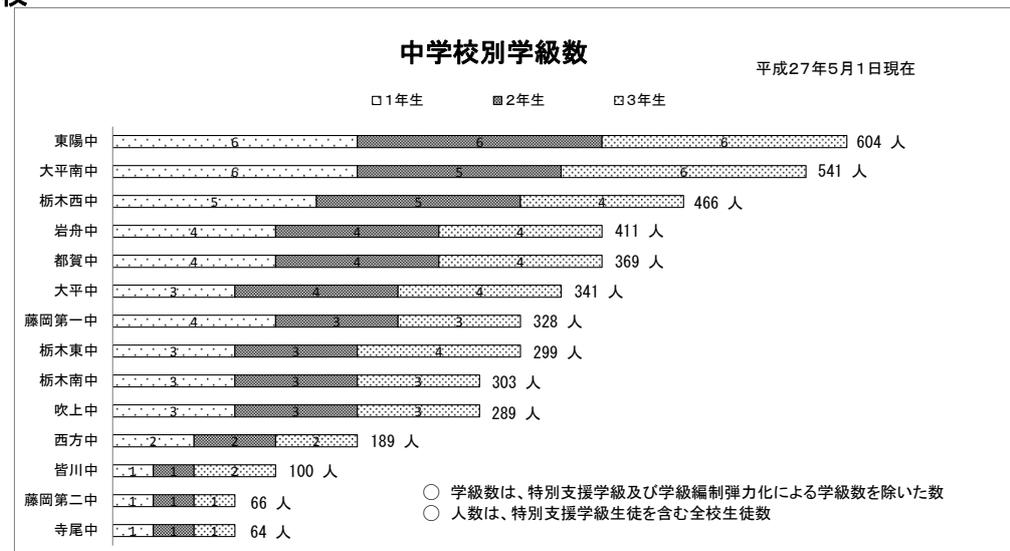
(1) 小学校



小学校では、30校中14校が1学年1学級の学校である。また、その内4校が複式学級を有する規模の学校である。

※ 栃木市では市単独で市費負担教職員を配置し複式学級の解消を行っている。

(2) 中学校



中学校では、14校中2校が1学年1学級の学校である。

Ⅱ 適正配置の基準

1. 栃木市における学校の適正規模

本市の目指す学校教育を実現するために、文部科学省「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を踏まえつつ、本市における学校の適正規模を「望ましい（学級）規模」として次のとおりとする。

（1）小中学校の「望ましい（学級）規模」についての基本的な考え方

① 児童生徒が学ぶ環境の充実からの視点

- ア クラス替えを通じて多様な意見に触れたり新たな人間関係を構築する力を身に付けたりすることができ、またクラス替えを契機として意欲を新たにすることができる規模。
- イ 体育的行事（運動会等）や文化的行事（学習発表会等）において集団としての活動を活性化することができる規模。
- ウ 中学校では、生徒の興味や関心、能力や適性等により多様な部活動選択が可能な規模。

② 児童生徒が受ける指導体制の充実からの視点

- ア グループ別指導、チームティーチング、習熟度別指導等多様な指導方法をとることができる規模。
- イ 経験年数、専門性、男女比等のバランスのとれた教員配置ができ、教員相互の研修や相談体制の構築等により、子どもたちへのより充実した指導ができる規模。
- ウ 中学校では、教科担任制であることから、教科ごとに専門の教員の配置が可能である規模。

（2）栃木市における小中学校の「望ましい（学級）規模」の基準

① 小学校1校あたりの「望ましい学級数」と「必要な児童数」の基準

ア 小学校1校あたりの「望ましい学級数」の基準

クラス替えをしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置することを可能とするため、1学年2学級以上必要とし、全校で12学級以上18学級以下を「望ましい学級数」の基準とする。

しかし、小規模校のメリットも存在することから各学年に1学級ある場合、次の1学級あたりの「必要な児童数」の基準を設定する。

イ 教育効果の観点から、1学級の「必要な児童数」は、16人程度とする。

② 中学校1校あたりの「望ましい学級数」と「必要な学級数」の基準

免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任による学習指導を行うことを可能とするため1学年3学級以上、全校で9学級以上18学級以下を「望ましい学級数」とする。

しかし、小規模校のメリットも存在することから、クラス替えをしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置することを可能とするため少なくとも1学年2学級以上を「必要な学級数」とする。

栃木市における小中学校の「望ましい規模」の基準

	小 学 校	中 学 校
1校あたり	12学級以上 18学級以下	9学級以上 18学級以下

栃木市における小中学校の「必要な学級数・児童数」の基準

	小 学 校	中 学 校
1校あたり学級数	6学級 (6学年×1学級)	6学級 (3学年×2学級)
1学級あたり児童数	16人程度	

2. 今日的な課題への取組

(1) 小中一貫教育について

学校教育法の一部を改正する法律が、平成27年6月に成立し、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定され小中一貫教育が制度化された。

本市では、小中一貫教育研究として、皆川中学校区において平成17年度から3年間文部科学省の指定を受け、また、平成20年度から6年間本市教育委員会が指定し、計9年間の研究に取り組んできた。

この研究の成果を踏まえつつ、現在、小中学校連携事業として、全中学校区を「姉妹校化推進学校」に指定し、各小中学校間で連携・交流を深めながら、小中学校間の接続の円滑化や発達段階を踏まえた一貫性のある教育等、各中学校区(14中学校区)の実情に応じた様々な取組を行っている。

今後は、改正学校教育法の趣旨を踏まえ、これまでの姉妹校化事業を発展させ、中学校区ごとに義務教育9年間における目指す児童生徒像を小中学校教職員が共有し、具体的に連携して学習指導や児童生徒指導が行えるよう「本市ならではの小中一貫の教育」の推進をする。

今般、制度化された「義務教育学校」設置等については、教職員の教員免許状を規定する「教育職員免許法」や各小中学校への教職員の配置を規定するいわゆる「義務標準法」等制度を支える法の改正が未確定のため、改正後の具体的な教職員の数や構成など未知数な部分が多い。よって、関係法改正等の状況等を注視しながら、継続的に設置の適否等を含めた検討を行う。

(2) 学校選択制(小規模特認校制度等)について

小規模特認校制度は、通学区域外から児童の入学、転入学を認め、小規模校ならではのきめ細かな指導、地域の特性を生かした特色ある教育活動を推進するなど、小規模校のよさを生かした教育を受ける機会を子どもたちに提供し、学校の選択の機会を拡大することを目的とするものである。

現在、本市においては、大宮南小学校、国府南小学校、真名子小学校、小野寺北小学校の4校に導入しており、児童数が増えた学校においては、多様な考え方に触れ、互いに認め協力し合うことで集団活動が活発化したなどの効果も表れている。

しかしながら、「クラス内で男女比の偏りが生じる」、「体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団活動に制約が生じる」など児童数が極端に少なくなった場合の課題も散見されることから、今後3年程度の期間において学校統合を含めた評価を行う。なお、制度を活用し転入学している児童については、同校での卒業を保証するなど十分配慮しながら進める。

隣接区域選択制及び自由選択制等の学校選択制については、居住地域との関係の希薄化や登下校の安全面の確保の困難化、児童生徒数の偏りの発生等、制度運用に際してデメリットが存在し、他の自治体においては、すでに導入していた学校選択制を見直す動きが徐々に広がりつつある。また、本市が特に教育の柱として進めている「とちぎ未来アシストネット事業」のように地域の絆で子どもを育てていく仕組み作りを進めていく上では、地域と学校の間をより密接にしていく必要がある。

これらのことから、通学区域の運用については、これまで通り個別の事情等を考慮しながら現行の通り「栃木市小中学校通学区域に関する規則」による運用とし、今後通学区域において学校選択制を取り入れる場合は、慎重に検討する。

Ⅲ 具体的な取組方法

1. 取組方法の基本的な方針

小中学校の適正配置の具体的な取組については、各学校の児童生徒数の推移に柔軟に対応できるように、今後3年ごとに「栃木市立小中学校学区審議会」を設置し、審議しながら推進する。

ここでは、第一期から第三期までの3年ごとの適正配置の基本的な方針を示す。

(1) 第一期

小学校においては、まず、6学級未満の学校及び18学級を超える学校を対象として適正配置を検討する。本市においては、6学級未満の学校については小規模特認校制度を導入しており、今後の3年間は制度を導入している学校の評価期間となる。また、18学級を超える学校については、児童数の推移を見ながら通学区域の変更等による対応を検討する。

中学校においては、6学級未満の学校を対象として適正配置を検討する。

「適正配置を検討する」とは、小学校においては1つの学級が、中学校においては1つの学年が基準を下まわった時点で、その後の児童生徒数の推計等により恒常的に基準を下まわることが予測される場合に保護者や地域住民の意見等を聴取するための説明会等を開始することである。

※ 説明会等において意見を聴取し、保護者や地域住民から学校統合の意思が確認された場合、協議会等を設置し、具体的に計画を作成し推進する。

※ 説明会等だけでは保護者や地域住民等の意見を十分に聴取することができない場合は、意識調査等を行う。

(2) 第二期、第三期

小規模特認校を評価するとともに他の小中学校とも基準を適用し、適正配置を検討する。また、改正学校教育法による施設一体型の「義務教育学校」設置について、関係法改正の状況や本市の状況等を踏まえて当該期時点での導入の適否等を検討する。

2. 小中学校の通学区域について（市町合併以前を含む通学区域の課題）

市町合併以前を含んだ通学区域の様々な課題について審議し、今後の状況を注視すべき地域を特定した。

通学区域は、旧市町はもとより村落、自治会、町内会等歴史的な経過の中で形成されてきた地域的なまとまりとしての性格を有しており、各地域には様々な異なる事情が存在する。よって、通学区域の見直しを行うにあたっては、各自治会や子ども会育成会等の意見を直接聴取しながら慎重に検討する。

なお、当面の対応については、地域の実情や教育への影響等に留意しながら、個別事情を考慮し就学校を指定するなど弾力的に対応する。

また、今回特定した地域以外に課題がある場合は、適宜対応する。
 今後の状況を注視すべき通学区域として次の地域である。

(1) 市町合併により通学区域の課題（通学距離等）が生じた地域

- ① 旧栃木市と旧都賀町の境付近に居住する児童
- ② 旧栃木市と旧大平町の境付近に居住する児童

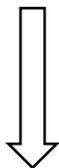
(2) 1つの小学校から複数の中学校に分かれて進学するため課題が生じている地域

3. 取組スケジュール

	第一期 (28～30年度)	学区審議会 (30年度)	第二期 (31～33年度)	学区審議会 (33年度)	第三期 (34～36年度)
基準を下まわる小学校 ○ 大宮南小 ○ 国府南小 ○ 真名子小 ○ 小野寺北小	評価期間 【28年度】 説明会開催	評価 意識調査等の実施	基準を下まわる場合 個別計画による推進	※ ただし、小規模特認校の制度を利用して いる児童は卒業まで保証する。	
	【逐次】地元の合意後 準備会等開催 ※1		個別計画による推進		
基準を下まわる中学校 ○ 皆川中 ○ 寺尾中 ○ 藤二中	【28年度】 説明会開催	意識調査等の実施		課題解決のための協議会等開催	
	【逐次】地元の合意後 準備会等開催 ※1		個別計画による推進		
通学区域(市町合併によるものを含む)において課題が見られる学校 ○ 栃木中央小 ○ 大宮北小 ○ 吹上小 ○ 大平東小 ○ 大平西小 ○ その他	【28年度】 意見聴取	【逐次】地元の合意後 個別計画による推進			
	栃木中央小 市内で唯一1つの小学校から3つの中学校に分かれて進学 栃木中央小→栃東中、栃西中、栃南中（倭、室町、旭自治会等周辺） 大宮北小 合併により自宅から指定校より近い学校が出現 大宮北小と合戦場小の境（東武線北側の平川、堀の内自治会等周辺） 吹上小 合併により自宅から指定校より近い学校が出現 吹上小と合戦場小の境（苺園自治会等周辺） 大平東小 合併により自宅から指定校より近い学校が出現 大平東小と南小の境（上牛久、牛久自治会等周辺） 大平西小 合併により自宅から指定校より近い学校が出現 大平西小と栃木第五小の境（下皆川自治会北側の一部等） ※ 新たな通学区域の課題を把握した場合 保護者や地域住民の意見等を聴取し対応				
上記以外の学校	【28年度】 説明会開催 中学校区毎に説明会を実施 (11中学校区)	基準に照らし 審議	【31年度】 説明会開催	基準に照らし 審議	【34年度】 説明会開催
			【逐次】地元の合意後 準備会等開催 ※1	個別計画による推進	

4. 基準を下まわる場合の進め方

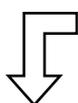
地域及び保護者説明会の開催（栃木市小中学校適正配置方針を説明）



- ・栃木市小中学校の「望ましい（学級）規模」についての基本的な考え方
- ・栃木市小中学校の「望ましい（学級）規模」の基準について
- ・小規模特認校制度について
- ・小中学校の適正配置の具体的な取り組み方法について（意識調査の実施等）
- ・意見や要望等の聴取 等

意識調査の実施

- ・検討前や検討の途中で保護者や地域住民のニーズや意見を聴取するために意識調査を行う。
- ・意識調査を行うに当たっては、学齢の児童生徒の保護者のみならず、就学前児童の保護者や子育てを予定している世帯の意向も適切に把握する。



〈学校統合の希望が多い場合〉

〈学校統合の希望が少ない場合〉
課題解決のための協議会を設置

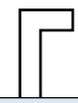
地元代表協議会の設置

- ・学校適正配置についての合意形成を図るとともに、統合の実施計画について検討を行うため、「地元代表協議会」を設置し、統合等に向け協議する。
- ・構成 自治会代表、小中学校PTA・保護者会代表、地域の青少年育成関係団体代表者、その他地域に応じて必要な団体の代表者等

(1) 学校適正配置の検討
①統合候補校 ②通学区域 ③通学路の安全対策 ④統合後の各団体の再編等



(2) 合意形成
①統合校の確定 ②通学区域及び通学路の設定 ③統合時期の設定
④統合の実施計画の策定等



「統合等の意見・要望書」提出

教育委員会の審議（統合等を市として決定し、学校適正配置を実施）

- ・状況に応じて、学区審議会に諮問する。

統合準備会の設置（※1）

- ・統合への円滑な移行に向けて、「統合準備会」を設置し、検討事項についての協議を行う。
- ・構成 PTA代表、地元代表、校長・教頭・教務主任、教育委員会教育総務課・学校教育課・子ども課等
- ・想定される検討事項
①校名、校歌、校章等 ②行事や特色ある教育活動の調整 ③制服、かばん、その他学用品の調整 ④記念式典等の準備、実施 ⑤PTA役員、規約等の調整⑥スクールバスの運行計画 等

5. 適正配置に際しての配慮事項

本市における学校適正配置の考え方はこれまで述べてきたとおりであるが、今後具体化するにあたり、以下のことに配慮する。

- (1) 学校の統合や通学区域の変更にあたっては、児童生徒数や学級数の将来推計、学校や児童生徒が地域で果たしてきた役割や地域事情を考慮しながら、学校の小規模化に伴う問題点について、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、共通理解と協力を得ながら慎重に進める。
- (2) 協議の途中で、保護者や地域住民の意見等を聴取するための意識調査等を行うにあたっては、児童生徒の保護者のみならず、入学前の児童生徒の保護者の意向も適切に把握する。
- (3) 学校の統合を行う場合は、新設校を原則とし、通学における安全性の確保に努めるとともに、通学距離や通学時間、方法について十分考慮のうえ、スクールバスの運行を検討する。
- (4) 市町合併以前を含む通学区域の課題については、これまでの学校適正配置の取組の中で、各地域の事情を調査してきた。今後、新たな通学区域の課題を把握した場合は、保護者や地域住民の意見等を聴取しながら迅速に対応する。
- (5) 学校の統合を行う場合は、地域の伝統芸能等の継承をはじめとする特色ある教育活動の継続について十分に配慮する。
- (6) 学校の統合を行う場合は、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係が大きく変化するため、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流を行ったり、学習規律や生活規律に関するルール等を事前に調整したりして、新たな生活に戸惑いが生じないように配慮する。
- (7) 学校統合に至るまでは、オンライン会議システム等のICTを活用し、他校との合同授業を継続的・定期的を実施したり、他地域の学校を定期的に訪問して合同授業や合同行事を実施したりして、小規模校で不足しがちな社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保する。
- (8) 特別支援学級や個別指導通級教室（すくすく教室）が設置されている学校については、統合後も引き続き活用が図れるように配慮する。

IV 学校適正配置推進の計画

1. 保護者等説明会

(1) 地域会議において説明（8箇所）

平成28年4月～ 出席者（教育部長、教育総務課長、教育政策係等）

地域会議	人数	予 定 日 時	会 場
栃木中央	18	4月 実施予定	市役所 または 総合支所等
栃木東部	16		
栃木西部	16		
大 平	17		
藤 岡	16		
都 賀	15		
西 方	15		
岩 舟	16		

(2) 地域及び保護者説明会の実施（18箇所）

平成28年5月～ 出席者（教育部長、教育総務課長、教育政策係等）

対 象		予 定 日 時	会 場 (案)
基準を下まわる学校	大宮南小	5月～6月 実施予定 ※ 小学校の保護者等 も含む	大宮公民館
	国府南小		国府公民館
	真名子小		真名子夢ホール
	小野寺北小		小野寺地区公民館
	皆川中 ※		皆川公民館
	寺尾中 ※		寺尾公民館
	藤岡第二中 ※		部屋地区公民館
上記以外の11中学校区		7月～9月 実施予定	学校周辺の 公民館

以降適宜、必要に応じて**地元代表者協議会**の設置

平成30年4月～ **学区審議会**の設置

2. 通学区域の変更

通学区域の変更については、地域の実情や教育への影響等に留意しながら、個別事情を考慮し就学校を指定するなど弾力的に対応する。

なお、次の地域については、平成28年4月以降、通学区域の見直しの必要性について、実情を把握するため、意見聴取等を行う。

(1) 市町合併により通学区域の課題（通学距離等）が生じた地域

- ① 旧栃木市と旧都賀町の境付近に居住する児童
 - ・大宮北小と合戦場小の境（東武線北側の平川、堀の内自治会等周辺）
 - ・吹上小と合戦場小の境（苺園自治会等周辺）
- ② 旧栃木市と旧大平町の境付近に居住する児童
 - ・大平東小と南小の境（上牛久、牛久自治会等周辺）
 - ・大平西小と栃木第五小の境（下皆川自治会北側の一部等）

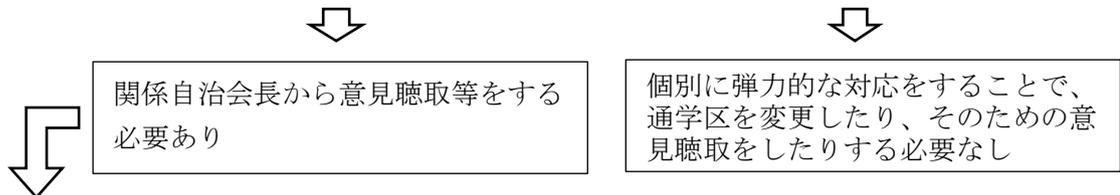
(2) 1つの小学校から複数の中学校に分かれて進学するため課題が生じている地域

- ・栃木中央小から栃東中、栃西中、栃南中（倭、室町、旭自治会等周辺）

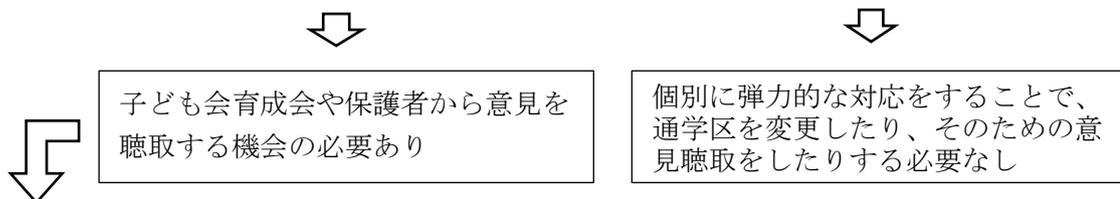
(3) その他 上記以外で新たに課題を把握した地域

想定される流れ

- ① 該当地域の自治会連合会長から意見を聴取（栃木市小中学校適正配置方針を説明）
 - ・通学区域について、現在の通学区域を維持し、必要に応じて弾力的に個別対応することを説明
 - ・通学区域の変更のための意見聴取等の必要性の有無を確認
 - ・必要ありの場合、意見や要望等の聴取方法等を聴取



- ② 関係自治会長から意見を聴取（栃木市小中学校適正配置方針を説明）
 - ・通学区域について、現在の通学区域を維持し、必要に応じて弾力的に個別対応することを説明
 - ・通学区域の変更のための意見聴取等の必要性の有無を確認
 - ・必要ありの場合、意見や要望等の聴取方法等を聴取



- ③ 子ども会育成会や保護者から意見を聴取（栃木市小中学校適正配置方針を説明）
 - ・通学区域について、現在の通学区域を維持し、必要に応じて弾力的に個別対応することを説明

- ④ 以降適宜、必要に応じて意識調査等を実施しながら通学区域の変更を検討